

移民労働者と日本社会

SMJ **移住連** 移住者と連帯する
全国ネットワーク
ijuu ren Solidarity Network with Migrants Japan

NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク
安藤 真起子

自己紹介

- 1974年生まれ。仙台出身。
- 大学卒業後、中国留学を経て、中国の日系企業（電機メーカー・半導体事業）に現地採用で就職（香港採用で上海勤務）。帰国後、横浜の半導体商社に就職。
- 2004年12月、勤務先でパワハラに遭うなどして疲労しきっていた頃に、とあるきっかけで横浜の寄せ場・寿町へ。社会の片隅に追いやられた人びとの問題によりそい、問題を寄せ場に押し付ける社会構造こそを変えていこうと活動する人びとに出会い、衝撃を受ける。
- その後、寿町を拠点に活動するNGO「カラバオの会（寿・外国人出稼ぎ労働者と連帯する会）」の活動にボランティアとして参加。以降、移民労働者支援の運動に携わっていく。
- カラバオの会では、オーバーステイの外国人の労働・生活相談を中心に活動。さまざまな国、境遇から来日した移民労働者たちとの出会いを通して、人間の尊厳と権利について教えられる。
- 2010年、商社を退職、カラバオの会の専従職員に。寿町内で活動するキリスト教系の団体のパートタイムスタッフも兼任し、炊き出しや夜回りなどを日常的に行う野宿者支援の活動にも携わる。
- 2017年4月より、移住連事務局職員。現在、移住連事務局次長。

移住連の成り立ち

● 社会背景

1985年 プラザ合意によるドルの暴落と円高の進行
(アジア近隣諸国との間で経済格差の拡がり)

1980年代後半 バブル景気 労働力不足
→多くの移民労働者(ニューカマー) (※) が来日
→労働問題をはじめとしたさまざまな人権侵害が発生

● 移住連の結成

- 1997年「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」結成
- 2015年 NPO法人化「移住者と連帯する全国ネットワーク」設立
全国の100団体、500個人の会員による移民・難民支援のネットワーク組織

※ニューカマー：1980年代以降に来日した移民労働者とその子孫
オールドカマー：旧植民地出身者とその子孫



移住連の役割

様々な課題

賃金不払い・解雇・不安定な仕事・労働災害・進学・就職・差別・イジメ・アイデンティティ・
DV・離婚・病気・ケガ・生活苦・故郷の家族の問題・難民申請・在留資格・ことば etc.

相談者

相談者

相談者

相談者



支援団体



支援団体



支援団体

移住者と連帯する全国ネットワーク

省庁交渉や国会議員へのロビイングなどを通じた
国政へのはたらきかけ



報道から知る移民労働者の状況

《ブラジル》ユニオン三重＝「リーマンショック時より深刻」＝雇用相談3カ月で700件超え＝うち8割が外国人労働者

7/9(木) 5:14 配信 9



コロナ禍により、事業が縮小化し日本で働く外国人労働者が相次いで「コロナ切り」にあっているというニュースが日本から報道されている。デカセギ達は今どういった現状なのか、在日ブラジル人が多く住む三重県の労働組合ユニオンみえ（三重一般労働組合）の神部紅（じんぶ・あかい）さんに6月末にメール取材すると「相談件数が急増。リーマンショック時より深刻」と回答した。

コロナ禍によるデカセギをとりまく環境について神部さんは、「かつて口減らしのためにブラジル移民船に乗せられた労働者の子孫は、労働力不足を補うために日本に呼び戻されるも、リーマンショックでクビを切られ帰国を余儀なくされました」と歴史や過去の事例と照らし合わせ、「さらに今回も物のように使い捨てられる状況がひろがっています」と悲観的状況を総括した。

「解雇と同時に住んでいた寮から出て行けと追い出しにあっている」――同組合に助けを求める日系ブラジル人の中にはこのような切迫した状態にある人もおり、「生活面での対応も必要になっています」と説明する。「08年のリーマンショック時より外国人労働者には深刻な影響を及ぼしているのでは」との見識を示す。

コロナ禍を理由とした「解雇」や「雇い止め（コロナ切り）」を受けたという相談の多くは製造業で働いていた派遣労働者で、「特に自動車関連の工場が多い」傾向だという。労働時間や契約期間の短縮化といった「労働条件を不利益なものへ変更された」という相談も多く寄せられた。

コロナ禍に絡んだ雇用相談は2月段階で0件だったが、3月から急増し「6月までに700件の相談を受けた」という。そのうちの8割を外国人労働者が占めており「多くの外国人労働者の契約は3カ月毎更新で、天災や惨事に見舞われると雇用の調節弁として扱われがちです」と神部さんは語る。

多くの在日外国人が有期派遣労働者という実情があり、「コロナ切り」に合いやすくなっている。厚生労働省も「外国人を理由に解雇をしないよう」という多言語のリーフレットなどを配布して、外国人向けの雇用相談先を案内するなどの対策に乗り出している。だが、効果は「今の所は見られない」という。

厚労省が講じた対策には「肝心の外国人労働者の手に届くような手立てを取っていない」ともどかしさを感じている。

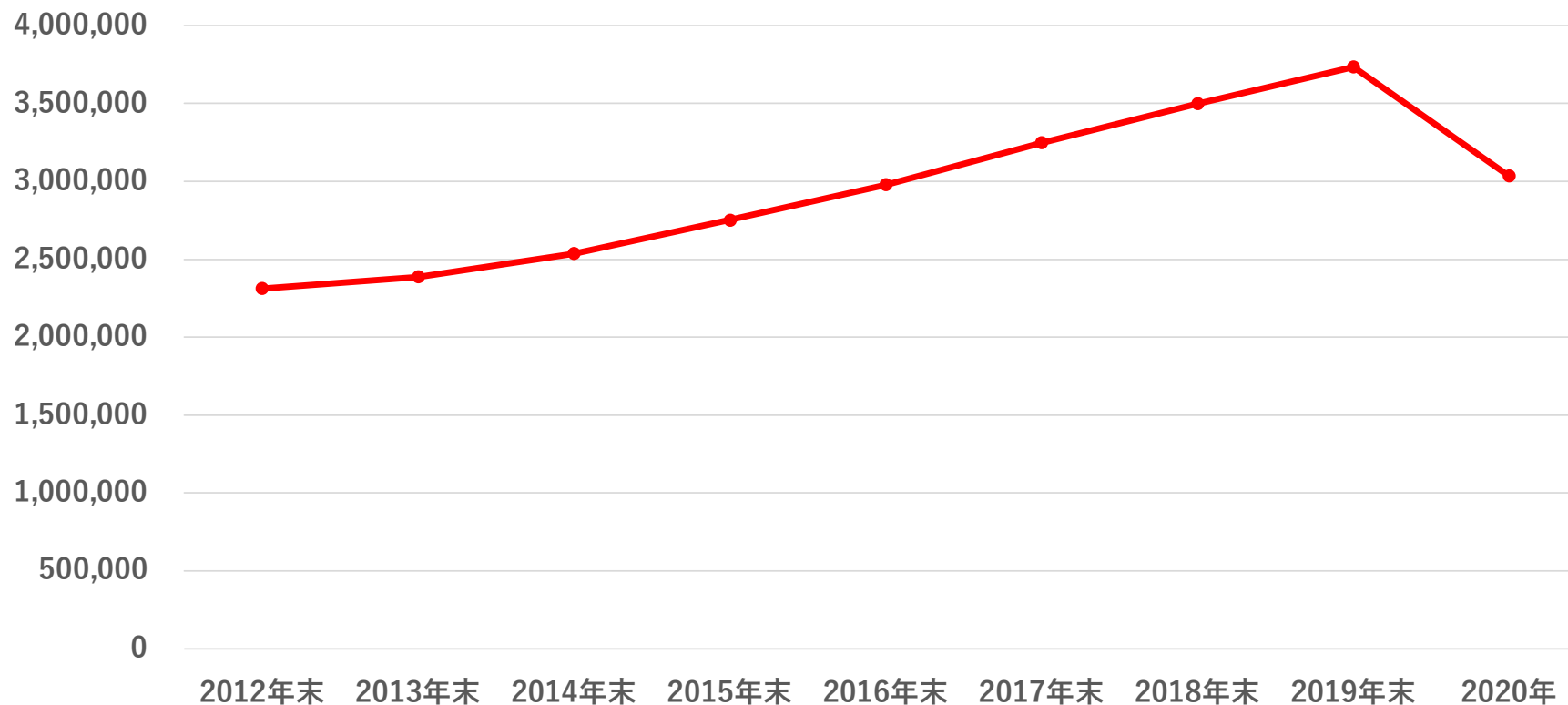
「医療補償や社会保障がしっかりしていれば、ここまでの被害にならなかったのでは」と感染症対策の脆弱さを問題提起した。「体調が悪い際に気軽に休めるような職場環境や、労働者にとって優しい働き方を取り戻して行く運動も必要です」と訴える。

在日外国人数

- 総在留外国人数+超過滞在者数（翌年1月1日）
- 2020年の総在留外国人数は6月末、超過滞在者数は7月末の統計。

日本の総人口の
2.4%

2012年末	2013年末	2014年末	2015年末	2016年末	2017年末	2018年末	2019年末	2020年
2,311,729	2,384,669	2,536,110	2,751,106	2,978,584	3,245,811	3,497,227	3,734,046	3,033,981



(2020年10月発表法務省資料より)

「在留資格」について

A-1.活動系

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
技能実習	技能実習生

B.身分系

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

A-3.活動系

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

A-2.活動系

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

◆ 「在留資格」とは
日本に「合法的に」在留するための資格。

◆ 「在留資格」大分類

A.活動に基づく在留資格（活動系）

- 1. 就労目的で在留が認められる在留資格
- 2. 就労が認められていない在留資格
- 3. 個々の許可内容において就労が認められている在留資格

B.身分または地位に基づく在留資格（身分系）

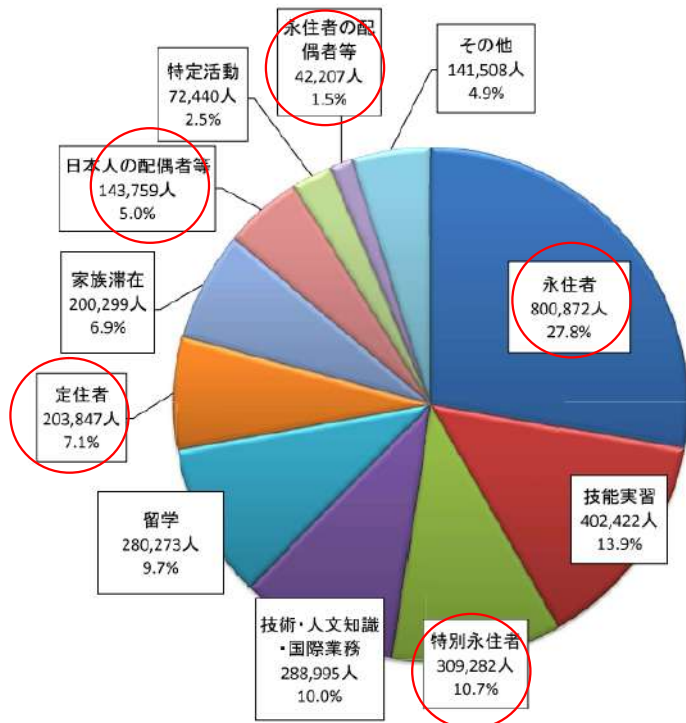
（法務省資料より）

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

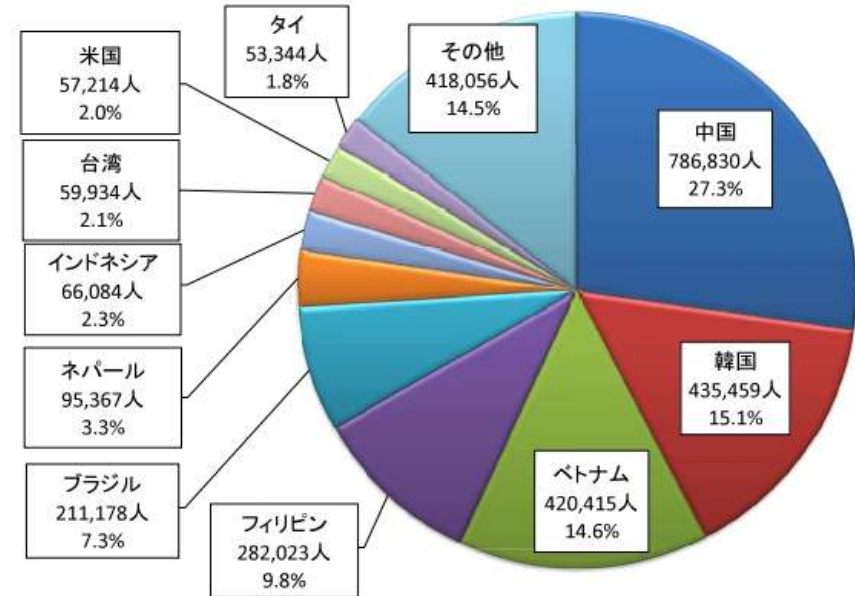
「在留外国人」^(注) 構成比

(2020年6月末現在)

● 在留資格別



● 国籍別



(注) 法務省が解説する「在留外国人」・・・日本に在留する外国人のうち、「3月」以下の在留期間で在留している人や「外交」、「公用」、「短期滞在」の在留資格で在留している人、非正規滞在者を除く。

(2020年10月発表法務省資料より)

日本に暮らす移民労働者

※赤字は、法務省資料に基づいた2020年10月時点の
カテゴリー毎の労働者数

- **身分に基づき在留する労働者**（就労に制限なし） **53.2万人**

「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等

- **技能実習生** **38.4万人**

- **資格外活動者：留学生、家族滞在等**（週28時間就労許可；アルバイト） **37.3万人**

- **就労目的で在留が認められている労働者（技術的・専門的分野）** **32.9万人**

エンジニア、通訳、教師、コックなど

- **「特定活動」により就労が認められている労働者**（個々に許可された内容による） **4.1万人**

EPA看護師・介護福祉士候補生、国家戦略特区の家事労働者、難民申請者（「特定活動6月」を許可された場合）等

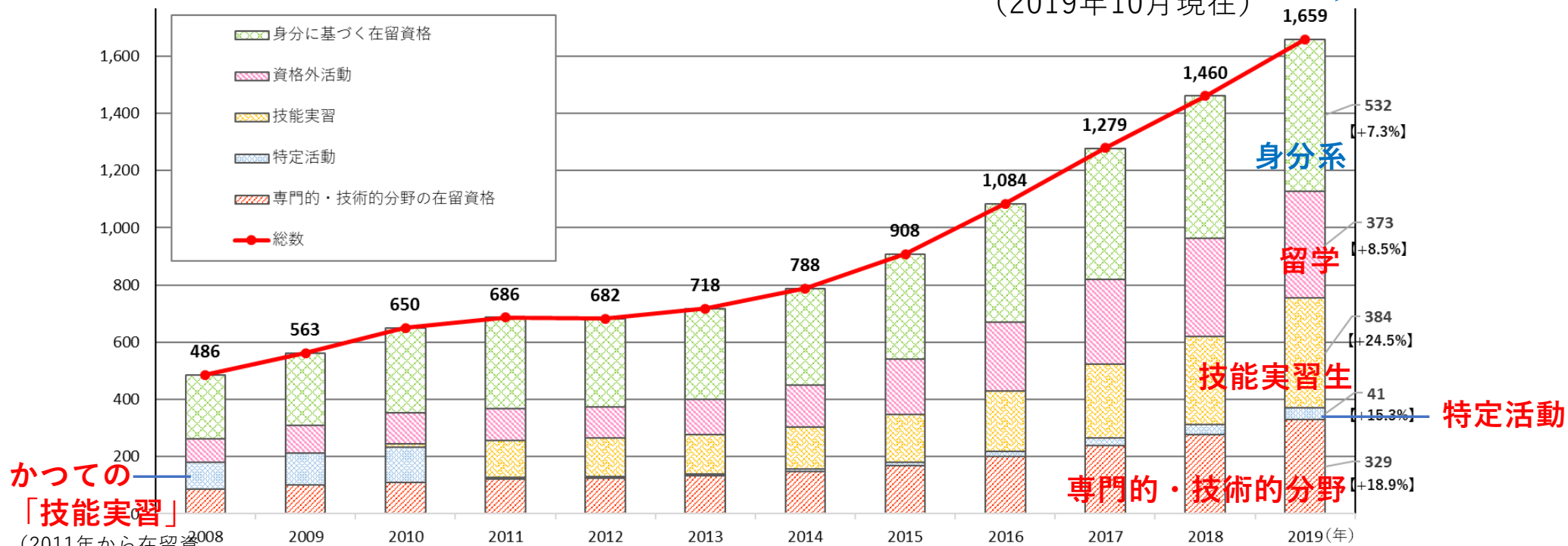
- **就労は認められていないが就労せざるをえない労働者**

難民申請者（「特定活動6月」以外）、仮放免者、オーバーステイ

在留資格別移民労働者の推移

(2019年10月現在)

日本の就業人口
の2.4%



かつての
「技能実習」

(2011年から在留資格「技能実習」に切り替え)

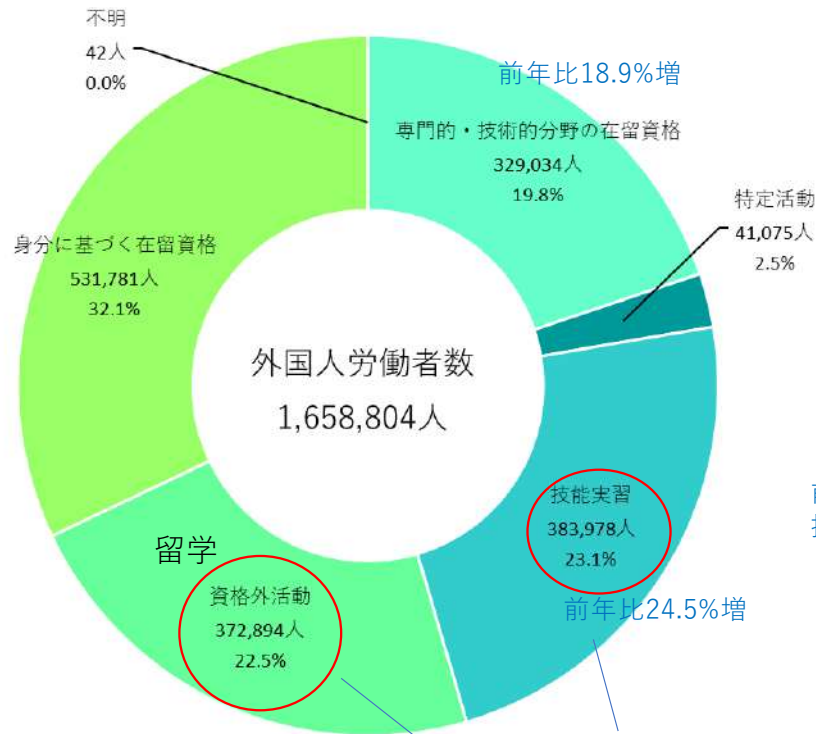
注1：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する。
 注2：「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。
 注3：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。
 注4：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの（原則週28時間以内）であり、留学生のアルバイト等が該当する。

(2020年10月発表法務省資料より)

移民労働者の構成比

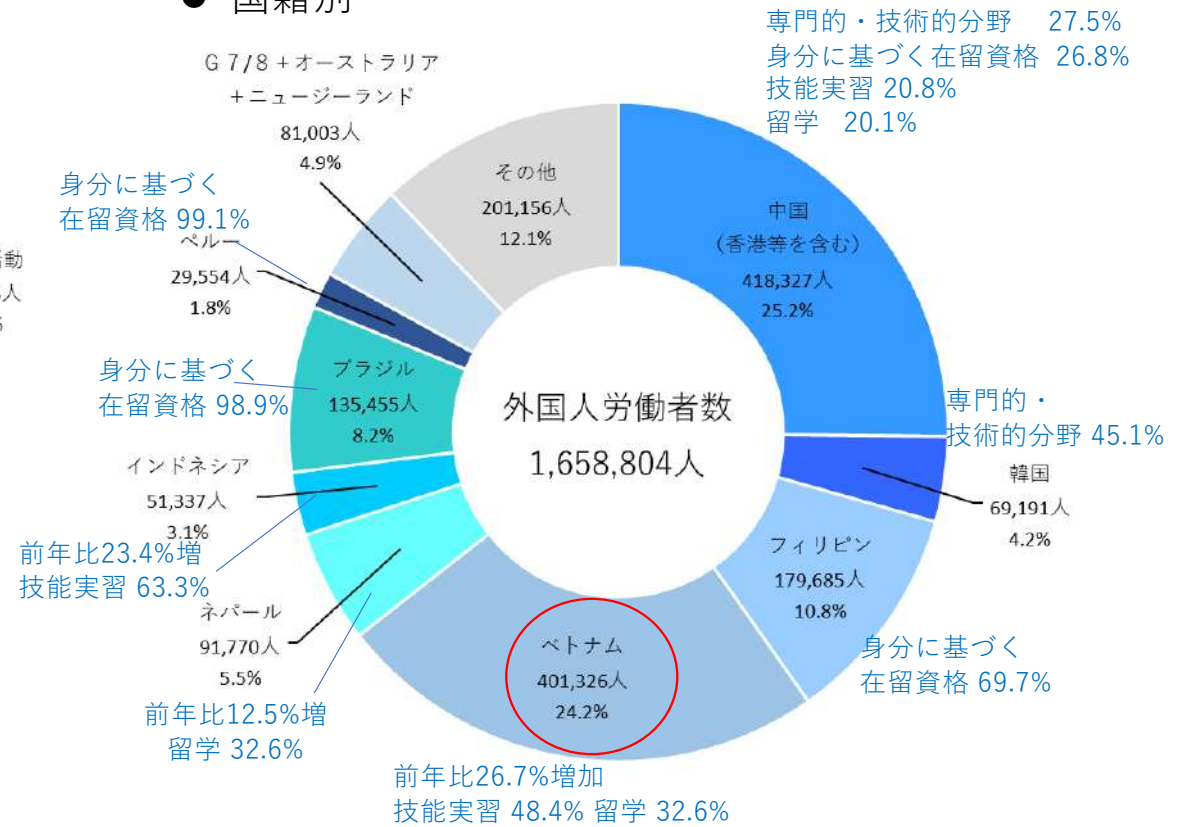
(2019年10月現在)

● 在留資格別



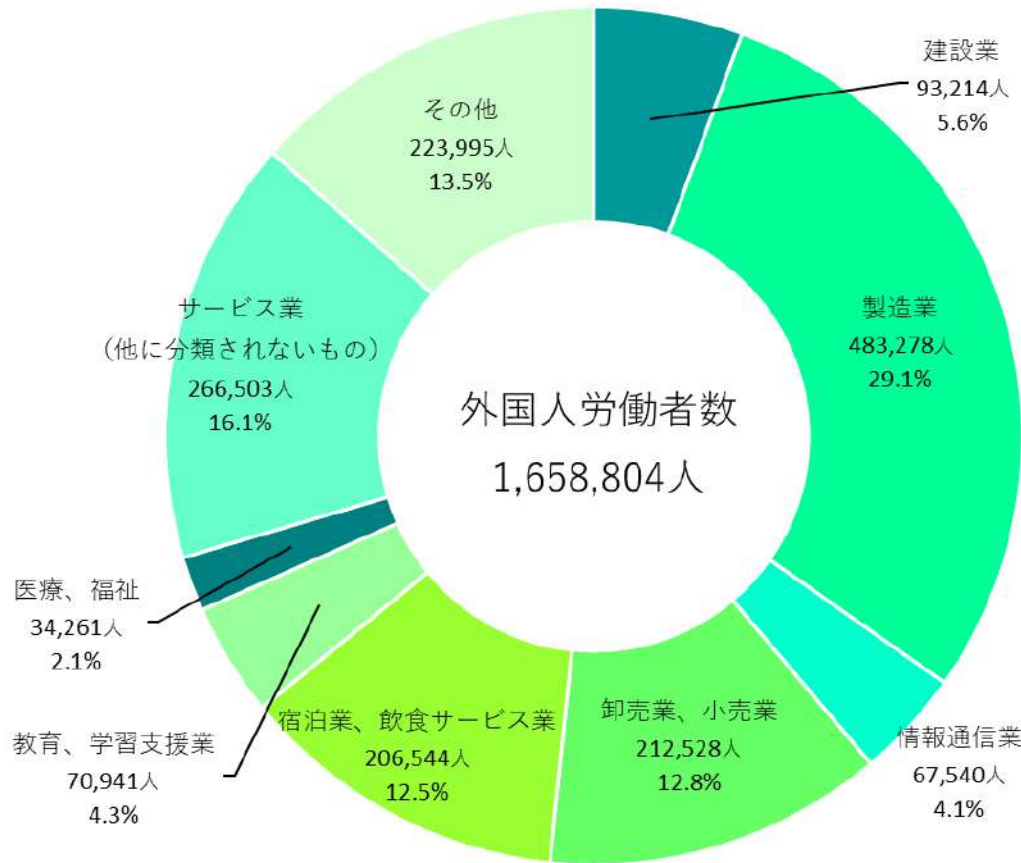
技能実習と留学（資格外活動）が45%を占める

● 国籍別



(2020年1月発表厚労省資料より)

産業別移民労働者数



(2019年10月現在)

(2020年1月発表厚労省資料より)

在留資格別・産業別移民労働者数

令和元年10月末現在

(単位：人)

	全産業計	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業(他に分類されないもの)	
		構成比 (注2)	構成比 (注2)	構成比 (注2)	構成比 (注2)	構成比 (注2)	構成比 (注2)	構成比 (注2)	構成比 (注2)	構成比 (注2)	構成比 (注2)	構成比 (注2)	構成比 (注2)	構成比 (注2)			
総数	1,658,804	93,214	5.6%	483,278	29.1%	67,540	4.1%	212,528	12.8%	206,544	12.5%	70,941	4.3%	34,261	2.1%	266,503	16.1%
①専門的・技術的分野の在留資格	329,034	8,305	2.5%	57,439	17.5%	52,333	15.9%	44,135	13.4%	22,632	6.9%	30,401	9.2%	4,343	1.3%	43,246	13.1%
うち技術・人文知識・国際業務	260,556	7,056	2.7%	48,197	18.5%	48,121	18.5%	39,882	15.3%	13,404	5.1%	11,822	4.5%	1,849	0.7%	39,345	15.1%
②特定活動	41,075	4,583	11.2%	8,144	19.8%	658	1.6%	3,734	9.1%	6,413	15.6%	734	1.8%	4,329	10.5%	9,326	22.7%
③技能実習	383,978	64,924	16.9%	220,747	57.5%	246	0.1%	28,481	7.4%	3,303	0.9%	35	0.0%	3,304	0.9%	11,286	2.9%
④資格外活動	372,894	647	0.2%	32,192	8.6%	2,632	0.7%	76,244	20.4%	132,004	35.4%	16,455	4.4%	4,520	1.2%	70,239	18.8%
うち留学	318,278	346	0.1%	25,455	8.0%	2,176	0.7%	67,313	21.1%	117,344	36.9%	15,244	4.8%	4,046	1.3%	54,889	17.2%
⑤身分に基づく在留資格	531,781	14,752	2.8%	164,752	31.0%	11,669	2.2%	59,932	11.3%	42,184	7.9%	23,308	4.4%	17,760	3.3%	132,402	24.9%
うち永住者	308,419	7,917	2.6%	92,295	29.9%	7,843	2.5%	39,367	12.8%	25,041	8.1%	15,822	5.1%	12,409	4.0%	66,813	21.7%
うち日本人の配偶者等	94,167	2,581	2.7%	25,797	27.4%	2,735	2.9%	11,099	11.8%	8,619	9.2%	6,344	6.7%	2,905	3.1%	21,822	23.2%
うち永住者の配偶者等	14,742	920	6.2%	4,603	31.2%	201	1.4%	1,772	12.0%	1,378	9.3%	294	2.0%	193	1.3%	3,759	25.5%
うち定住者	114,453	3,334	2.9%	42,057	36.7%	890	0.8%	7,694	6.7%	7,146	6.2%	848	0.7%	2,253	2.0%	40,008	35.0%
⑥不明	42	3	7.1%	4	9.5%	2	4.8%	2	4.8%	8	19.0%	8	19.0%	5	11.9%	4	9.5%

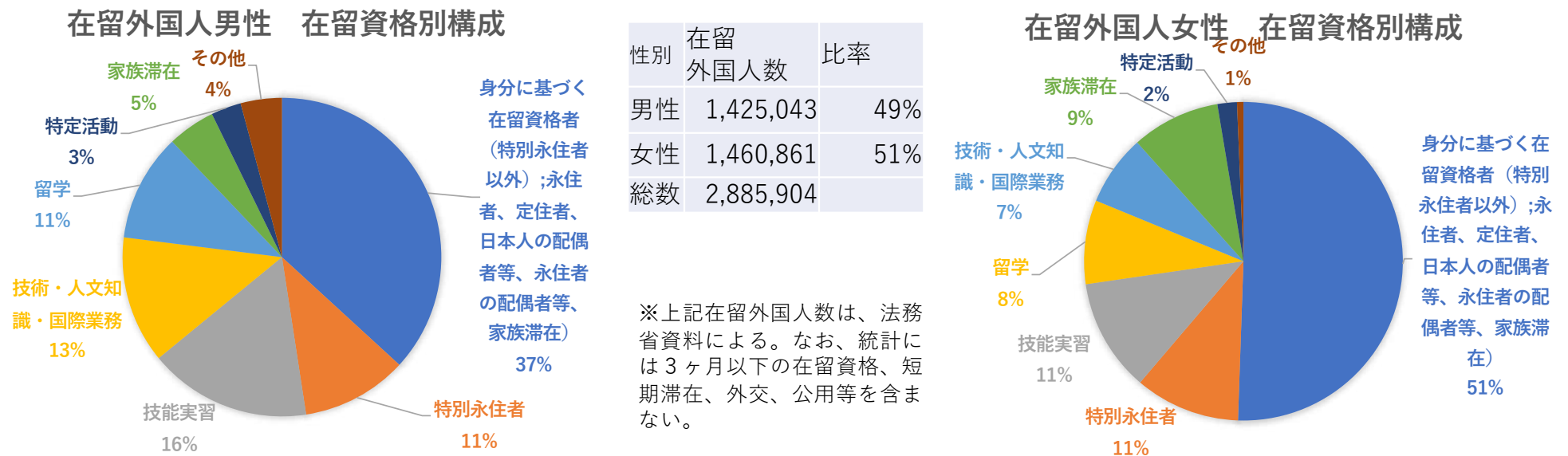
注1：産業分類は、平成25年10月改訂の日本標準産業分類に対応している。

注2：「構成比」欄は、在留資格別の外国人労働者総数（全産業計）に対する各産業別外国人労働者の比率を示す。

注3：在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野の在留資格に含む。

(2020年1月発表厚労省資料より)

性別・在留資格別在留外国人統計 (2020年6月現在)



- ◆ 移民女性の51%を占める身分に基づく在留資格者が就労する産業領域は、製造業、製造業への派遣事業を含むサービス業（他に分類されないもの）（スライド13）。
- ◆ 移民女性労働者は、製造業においては、縫製や食品加工など日本人女性の就労の割合が多い業種に多く雇用される傾向にある。
- ◆ 2019年の厚生労働省の調査によれば、女性雇用者（2019年総数3014万人）が多い産業は、「医療、福祉」617万人、「卸売業、小売業」が518万人などである。「医療、福祉」分野には、身分系の在留資格者、技能実習生、留学生、EPA看護師・介護福祉士候補生、在留資格「介護」を有する者など、さまざまな在留資格者が介護労働に従事している。

1980年代以降の「移民労働者受入れ」

日本には、戦前・戦中から旧植民地出身者が暮らす。戦後も家族・親族のつながりなどで来日。

1980年代 外国人労働者（ニューカマー）の増加→約30万人「オーバーステイ容認政策」

1990年 入管法改定；活動に制限のない在留資格「定住者」創設→日系人呼び寄せ

1993年 外国人研修・技能実習制度創設

2003年（～2008年） 「不法滞在者」半減計画

2008年 リーマンショックによる大量解雇、派遣切り

→日系人向け「帰国支援事業」により、約2万人の日系人が「帰国」

留学生30万人計画

2010年 技能実習制度改定；在留資格「技能実習」の創設（「研修」と「技能実習」の切り離し）

2013年以降～「例外的」な受け入れの拡大

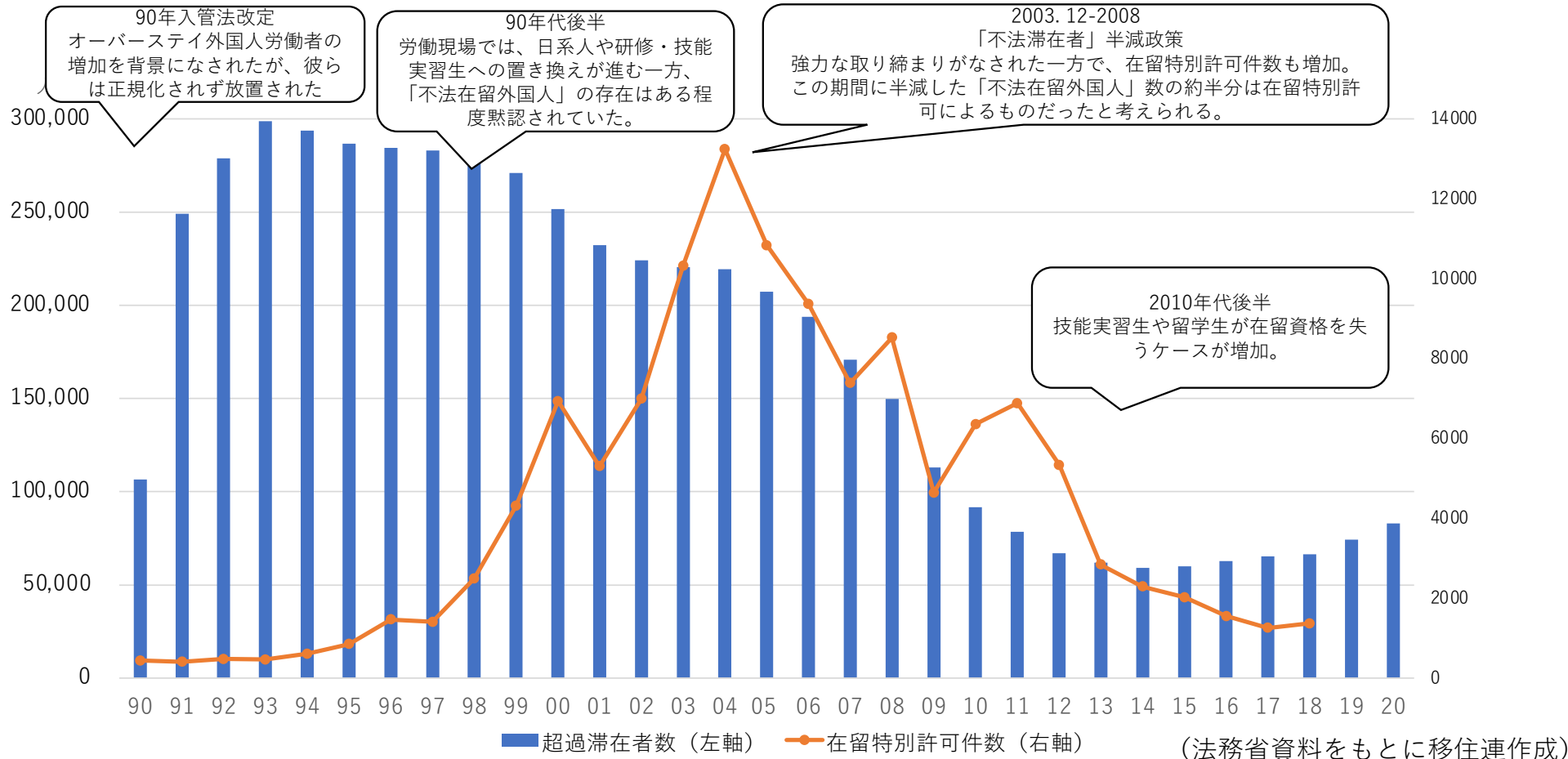
e.g. 建設・造船の緊急雇用、国家戦略特区における家事労働者、農業

2013年 アベノミクスを含む「成長戦略」の閣議決定 留学生30万人計画もその一つに。

★以降の政府方針「移民政策と誤解されないよう」「外国人材の活用」

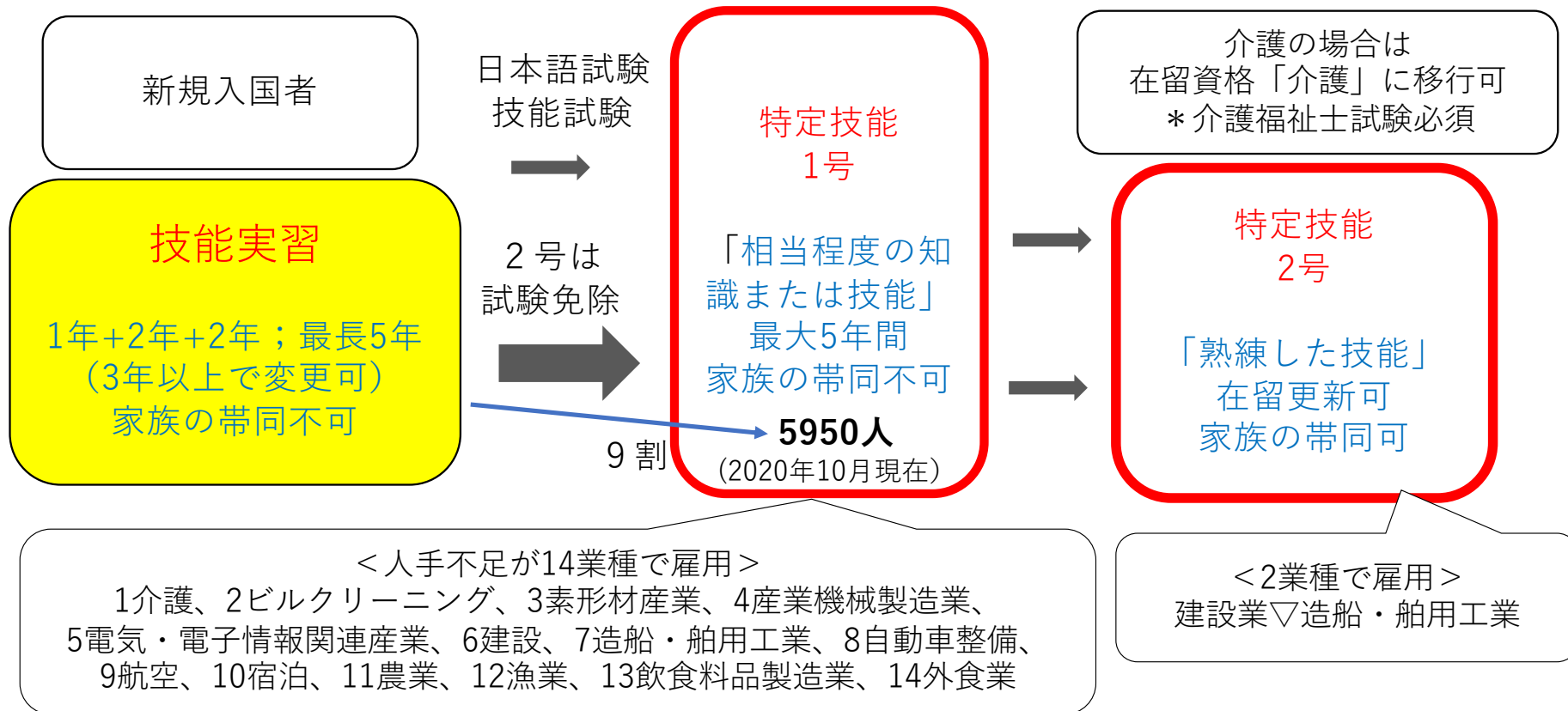
2018年 新たな「外国人材」の受入れ：「特定技能」の創設（2019年施行）

超過滞在者数と在留特別許可件数の推移



「特定技能」の導入 2018年入管法改定（2019年施行）

「現行の専門的・技術的分野における外国人材の受入れ制度を拡充し、一定の専門性・技能を有する外国人材」
 「真に受入れが必要と認められる人手不足の分野に着目し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材」



技能実習制度とは

■技能実習の基本理念（外国人技能実習機構HPより）

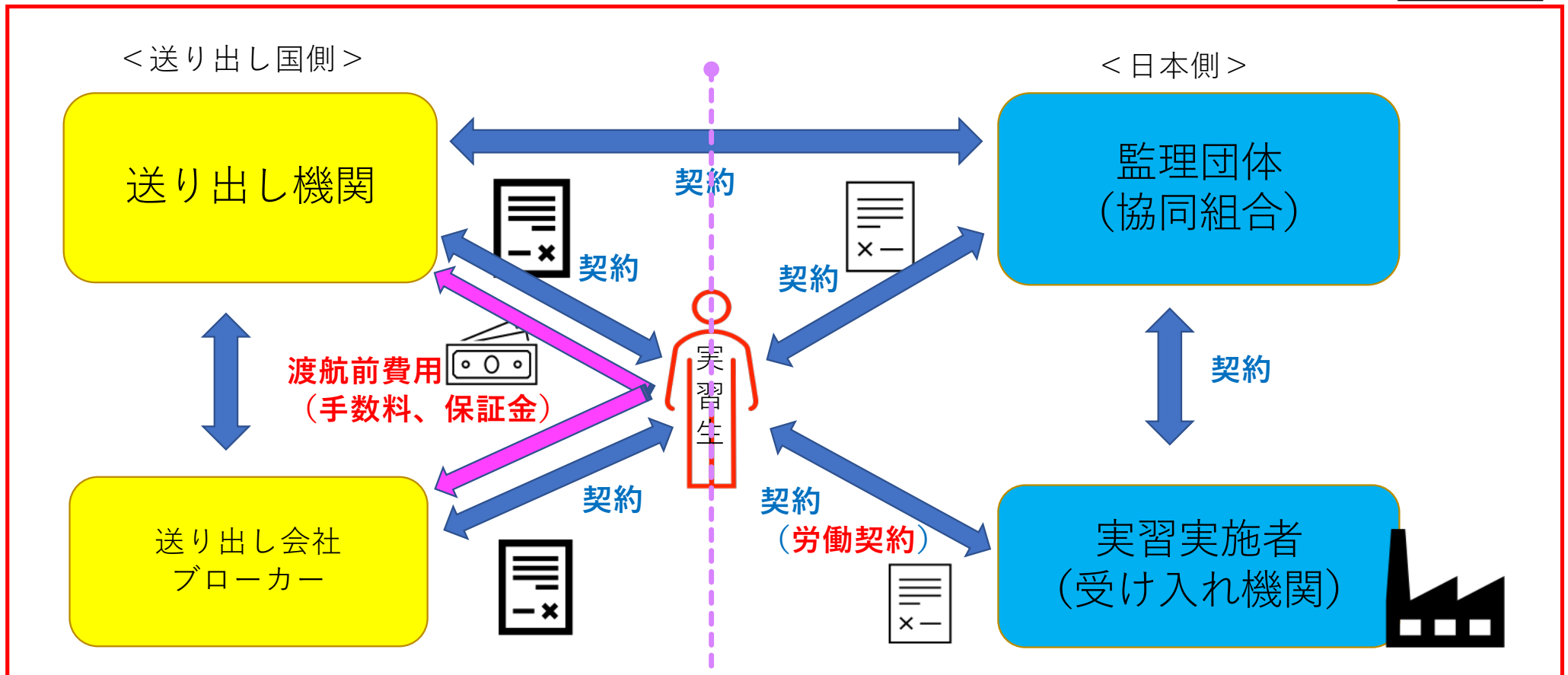
技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度です。

技能実習法には、技能実習制度が、このような国際協力という制度の趣旨・目的に反して、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保等として使われることのないよう、基本理念として、技能実習は、

- ① 技能等の適正な修得、習熟又は熟達のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行わなければならないこと、
- ② 労働力の需給の調整の手段として行われてはならないこと

技能実習制度の構造

外国人技能実習機構 (OTIT)
 (法務省・厚労省所管認可法人)
 技能実習法に基づき、制度を管轄



技能実習生が直面してきた問題

制度

- 複数契約による縛り
- 渡航前費用の債務
- 強制帰国
- 「失踪」→逮捕
(入管法違反)

制度の廃止もしくは抜本的な改革がない限り、解決困難

労働

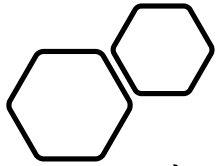
- 賃金未払い
- 長時間労働
- 解雇
- 労働契約違反
- 労働条件の非明示
- 給与からの違法な天引き
- 労働災害
- 安全衛生の不徹底
- 身体的暴力
- 精神的暴力
- セクハラ
- 過労死
- 人種差別的扱い

生活

- 居住環境
- 割高な家賃
- 私生活面への不当干渉
(携帯、パソコンの使用禁止、通帳・パスポートの取り上げ、恋愛禁止)
- 不当なリプロダクティブコントロール (妊娠・出産の禁止等)

労働関連法令に基づき、監理・監督

それでも、近年の実習実施者による違反は7割超 (2019年10月は71.9%)



劣悪な 居住環境

- 2段ベッドをいくつも配置して一部屋に大人数を居住させていた宿舎（写真；右上、左下）。
- 一部屋をいくつかに仕切って寝るスペースのみ確保された住環境（写真；左上、右下）。
- 一軒家に複数名で住ませ、割高な家賃を給与から天引き。
- 居住スペースに設置されている家電・ふとんなどがすべてリースとされ、毎月万円も給与から天引き。
- 雇用者が鍵を使用して忍び込むケースも。



賃金未払い・暴力・強制帰国

2008年 山梨クリーニング会社
中国人技能実習生 6名

- ・ 長時間労働（午前0時まで）
- ・ 最低賃金割れ
- ・ 残業代未払い（時給350円）
- ・ 身体的暴力
- ・ 宿舎にて拉致（6名）
- ・ 強制帰国未遂（3名）
- ・ 強制帰国（3名）

実習生コメント

「自尊心が傷ついた。日本人と同じように人間として扱ってほしかった」



山梨のクリーニング会社 中国人実習生

山梨県昭和町のクリーニング会社「テクノクリン」（内田正文社長）で働いていた30代の中国人女性実習生6人が、最低賃金を下回る給与の改善を求めたところ、同社が6人を無理やり帰国させようとしてトラブルとなり、実習生3人が骨折などの怪我をしたことが分かった。3人は傷害被害の刑事告訴を検討。最低賃金との差額の未払い、労働基準法に違反するとして、労働基準監督署へ申し立てる方針。「外国人就労問題取材班」

実習生によると、6材に対し、残業代の額は06年12月、外国人を認めたらうで、「月給研修・技能実習制度では11万8000円払って来日。研修後、06年12月からは11万8000円払って来た」と回答。少な月から実習生として働くことも残業代は同額の務した。午前8時半、給換給で831円を午後5時半まで働いて、大幅に下回っていた。月給5万円、平日は年、6人は今日20日、正前0時まで残業し、親の報酬を支払うために、残業代は時給350円、書面を要請。内田社長は500円（今春からは450円）だった。一方、約束したところから22会社側は毎日新聞の取、日午前7時半ごろ、社

改善求めトラブル



逃げ出して保護された中国人実習生。胸にあざや擦り傷が残る。東京都台東区で25日、宮川裕章撮影

帰国無理強いされけが 告訴へ

本人なら無理に連れ去ることは、しなかな性があるとして、傷を負った。3人はその後、外国を要求されて、交渉で人研修・技能実習生をさせないと思った。けがをさせて申請しない」と謝罪した。保護されている胡菊佳さん(35)は、24日、同社関係者は「日本人と同じように人間として扱ってほしかった」と話している。法務省入国在留課は「賃金未払いや人権侵害などは不正行為に該当し3年間の受け入れ停止処分につながる可能性がある」としている。



午前0時まで残業しても時給350円

長社員(約10人)を伴が抵抗し、空港行きは、社直前で待っていた中止されたがその際、6人を用意したマイク、実習生1人が客の通路に連れられ成田空港から飛び降り左足骨折、成田空港に連れて、折、他の2人もみみち行こうとした。実習生、いって腕に打ち身や擦り傷を負った。

暴力・指切断労災隠し →うつ病発症（労災認定）

2017年 東京 建設会社（水道管工事）
カンボジア人技能実習生
暴力、指切断でうつ病に

- パワハラ（身体的暴力・暴言）
「金欲しさに怪我をしたんだろう」
「国へ帰れ」「バカ」「死ね」
- 労災（左人差指切断）隠し
- 帰国を迫る脅迫
- 精神的暴力→うつ病発症

実習生コメント

「私は人間扱いされていなかった」

朝日新聞
DIGITAL

外国人技能実習生にパワハラ、うつ病発症を労災認定

有料会員記事

村上晃一 2017年9月13日 7時19分



労災認定を受けたカンボジア人男性は、仕事で使っていたヘルメットを記者会見場に持参した。表面にある無数の傷やひび割れは、「工具でたたかれたときにできた」と話した＝12日午後、東京・霞が関の厚生労働省



東京都内の建設会社で技能実習生として働いていたカンボジア人の男性（34）がうつ病を発症したのは職場でのパワーハラスメント（パワハラ）が原因だったとして、立川労働基準監督署（東京都立川市）が労災認定したことがわかった。男性と、男性が加入する労働組合などが12日、記者会見して明らかにした。認定は6月7日付。

男性は2014年7月に都内の建設会社に入り、上下水道の配管工事を担当。立川労基署の認定によると、複数の日本人の上司から日常的に「バカ、この野郎」と暴言を受けたり、ヘルメットの上から頭を小突かれたりしていた。胸ぐらをつかまれて押し倒される暴行を受けたこともあり、16年3月にうつ病と診断された。労基署は、上司の言動は業務指導の範囲を超えた人格否定で、うつ病発症の原因になったと判断し、労災と認めた。

男性は実習生を支援する労組の協力を得て労災を申請していた。今月カンボジアへ帰国し、うつ病の治療を続けるという。

外国人技能実習制度は途上国へ技能を伝える国際貢献を目的にした制度で、法務省によると16年末時点で約23万人の外国人技能実習生がいる。ただ、人手不足を補う「安価な労働力」になっているとして内外から批判されてきた。

厚生労働省によると、外国人技能実習生の精神疾患が労災認定された例は、記録のある16年度までの6年間で1件だけという。男性を支援する自由人権協会の旗手（はたて）明理事は記者会見で「技能実習生の労災を隠す企業は多い」と批判し、多くの国の言語に対応した相談窓口の設置など、実習生が泣き寝入りしない仕組みが必要だと訴えた。

妊娠→中絶か強制帰国！？

28(日) 東京 日 報 新 聞 1925年3月28日第3版

中絶か帰国 実習生に「選べ」

外国人の技能実習生が妊娠し、強制帰国や中絶を迫られる例が相次いでいる。受け入れ機関側から「恋愛禁止」や「妊娠したら罰金」と宣告されるケースもあり、専門家は「人権と問題だ」と指摘している。

「妊娠2カ月なんです」。首都圏の人権団体のシエルトニーに保護された技能実習生のベトナム人女性(29)は静かに語り始めた。西日本の製紙工場で実習するために来日し、1カ月の事前研修を終えた矢先に妊娠が分かった。

「中絶するか、ベトナムに強制帰国かのどちらかを選べ」。研修施設の担当者に迫られ、中絶の薬を手取ることも言われた。

「子供を産みたい。でも日本で働き借金を返したい」と思いつめ、逃げ出した。ベトナム北部の貧しい地域の出身。日本に来たのは「病気の母の治療費で多額の借金があったから」。渡航費の約100万円は祖母が親戚らから借りた。

来日前に関係を持ったベトナム人男性との子だったが、相手は「自分の子ではない」と否定。女性はカトリック川口教会のベトナム出身のシスター、マリア・

来日1カ月 追いつめられ逃亡

研修施設が技能実習生に約束させる同意書。ベトナム語と日本語で「異性との恋愛行為は一切禁止」などと書かれている

3.	Hoàn toàn nghiêm cấm mời người ngoài đến kí túc 寮内へ部外者の招き入れを一切禁止する
4.	Hoàn toàn nghiêm cấm quan hệ tình cảm nam nữ 異性との恋愛行為は一切禁止
5.	Nghiêm cấm chơi cờ bạc. 賭博行為を禁止する Không để việc chơi bài, mà chược, trò chơi lèm

レ・ティ・ランさん(55)を頼った。SNSで相談すると、逃げる手はずを全統一労働組合(東京都台東区)と整えてくれた。

マリアさんの元にはひっそりなしに同様の相談がある。先日も「自殺したい」と32歳の実習生の女性から連絡があった。妊娠し、やはり実習先から帰国を迫られ逃げたという。

西日本のある研修施設の規則には「異性との恋愛行為は一切禁止」とあり、実習生に署名させている。研修施設での順守事項だが

2018年

愛媛・ベトナム人技能実習生会社に妊娠を告げると「中絶か帰国」どちらかを選べと強要される。

空港で強制帰国を強いられる技能実習生 (写真は他のケース)



技能実習生の妊娠・出産をめぐる事件

- **2011年 富山・中国人技能実習生**
妊娠発覚で強制帰国を強要され、流産。懲戒解雇。裁判で会社側に770万円の支払いを命じる判決
- **2018年 愛媛・ベトナム人実習生**
会社に妊娠を告げると「中絶か帰国」どちらかを選べと強要される。労働組合が会社と交渉し、一時帰国し出産、再来日。
- **2019年1月 神奈川・中国人技能実習生**
産んだ子どもを他人の家の前に置き去りにし、保護責任者遺棄容疑で逮捕。判決：懲役1年6月・執行猶予4年
- **2019年4月 福岡・ベトナム人技能実習生**
死亡した子どもを会社の敷地内に遺棄し、死体遺棄容疑で逮捕。判決：懲役1年6月・執行猶予3年
- **2020年5月 岡山・ベトナム人技能実習生**
住宅団地の浄化槽から乳児の遺体が見つかった事件。死体遺棄容疑で逮捕、処分保留釈放、墮胎容疑で再逮捕を経て、不起訴
- **2020年11月 広島・ベトナム人技能実習生**
住宅の敷地で生後間もない赤ちゃんの遺体が見つかった事件。死体遺棄の疑いで逮捕。起訴
- **2020年11月 熊本・ベトナム人技能実習生**
双子の新生児の遺体を自室に放置したとして、死体遺棄容疑で逮捕。起訴

危険区域内除染作業

2018年3月6日日本経済新聞 報道 全統一労働組合情報提供



2018年3月8日
逢坂誠二衆議院議員(立民)
質問主意書提出



2018年3月14日
全統一・移住連記者会見

2018年3月16日 質問主意書に対する政府答弁書を閣議決定



外国人技能実習生 除染作業禁止、答弁書を閣議決定

会員限定有料記事 毎日新聞 2018年3月16日 18時56分 (最終更新 3月16日 22時12分)

社会一般 > 外国人労働者受け入れ拡大 > 社会 > 速報 >

政府は16日の閣議で、外国人技能実習生に除染作業を担わせることを禁じることを示した答弁書を決定した。技能実習生として来日したベトナム人男性が、十分説明されないまま東京電力福島第1原発事故による除染作業に従事していたことを受けた措置。

答弁書は、立憲民主党の逢坂誠二衆議院議員の質問主意書に対するもので...

移住連の取り組み



**国際社会への
はたらきかけ**

- ・ 国連条約委員会への報告
- ・ 大使館ヒヤリング対応
- ・ 海外NGO

**支援現場との連携
(ネットワーキング)**

- ・ ケース支援
- ・ 情報収集
- ・ 実態把握

**国政・行政への
はたらきかけ
(政策提言)**

- ・ 国会ロビイング
- ・ 省庁との交渉

市民社会への発信

- ・ 会員への共有
- ・ SNSによる発信
- ・ マスコミへの情報提供



新型コロナウイルス 「移民・難民緊急支援基金」

- 基金のしくみ：移住連の会員ネットワークを通じて対象者に**一人3万円の経済支援**を実施。
- 財源：一般からの寄付と助成金
- 対象：
 - (1) 特別定額給付金の対象外となる移民・難民・外国ルーツの方
 - (2) 生活に困窮している移民・難民・外国ルーツの方

- **実施期間: 2020年5月～9月 (5ヶ月間)**
- **実施結果:**
支援総額: 49,794,564円
(寄付金: 34,654,564円 助成金: 15,140,000円)
支援した人の数: 1,645人

公的支援から排除される人々の生活を
市民社会が支えた緊急行動



新型コロナ「移民難民緊急支援基金」を通してみえた状況から政府に対する コロナ禍で苦境にある難民申請者や移民への緊急支援要請

1. 国境封鎖や諸般の事情により帰国できないにもかかわらず、住民登録の対象外ゆえ公的支援をまったく受けられない**難民申請者や仮放免者を含む非正規滞在者、短期滞在者など**に対して、**特別定額給付金10万円を支給してください。**
2. 国境封鎖や諸般の事情により帰国できない短期滞在者、難民申請者、仮放免者などの非正規滞在者に対して、コロナ禍という非常事態を考慮したうえで、**就労可能な在留資格を付与してください。**
3. 健康保険のない難民申請者や移民に対して、すべての医療機関で**無料あるいは低額で診察・治療ができるようにしてください。**
4. 仮放免者や短期滞在者などの場合、家賃が生活を圧迫しています。住宅を喪失しないために**公営住宅あるいは宿泊施設を提供してください。**
5. **すべての留学生および朝鮮大学生に対して、学生支援緊急給付金を支給してください。**
6. 現行の外国人に対する生活保護の運用を改め、**生活に困窮するすべての外国籍住民に適用されるようにしてください。**
7. **すべての難民申請者を、外務省による支援（難民認定申請者緊急宿泊施設での受け入れや保護費支給）の対象としてください。**
8. 住居確保給付金をはじめとする**福祉制度やその他の支援金の手続きについて日本語を母語としていない方でもわかりやすく広報するとともに、実態に即して利用要件を緩和し、また柔軟な手続きを可能とする等、困窮しているすべての人がもれなく活用できるようにしてください。**
9. 公的支援を受けられない難民申請者や国境封鎖によって帰国できない移民などを受け入れている**民間のシェルターに対して、財政支援をしてください。**
10. 移民を支援する国際交流協会や労組・市民団体に対して、**同行支援・通訳支援ができるように、財政支援をしてください。**

すでにある移民社会のために 私たち一人一人ができること

- 移民・難民の状況を知る
 - 移民・難民の問題に取り組む団体の活動に参加する／支援する
 - 国会議員や政府（省庁）に意見を送る
 - SNSで発信する
- +
- 「人権」について学ぶ
 - 社会的排除や差別の歴史について学ぶ
 - 何ができるか、さらに考える

migrants.jp



移民社会 20の提案 目次

はじめに	3
01 「移民はここにいる」を前提にした政策を	8
02 労働者として働き、生活できる社会を	10
03 技能実習制度の廃止、技能実習生の保護と救済を	12
04 定住する者としての権利を	14
コラム① そもそも移民はコントロールできるの？	16
05 すべての子どもに多様な教育を保障する	18
06 貧困の再生産を止めるために	20
07 出身文化、継承文化も同じくらい大切なものを	22
08 誰もが健康で暮らせるために	24
09 多様性を前提とした行政サービスを！	26
10 移民が投票に行く日	28
11 複数国籍の容認を	30
コラム② ヨーロッパで移民受け入れは失敗したの？	32
12 ヘイトスピーチを根絶する立法が必要	34
13 政策に「権力差別」の視点を	36
14 難民申請者が安心して在留し、難民が保護される社会を	38
15 不必要な収容を止めよう！	40
16 非正規移民にアムネスティを！	42
17 「管理」ではなく「共生」を目指す組織を	44
18 まず移民基本法を制定しなければ	46
19 国際人権条約の完全批准	48
20 マジョリティが変わることから出発しよう	50
コラム③ 日本は誰のもの？	52

